

教職員向け

公務員賠償責任保険のご案内

(「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」セット)

「職場で安心して働いて
いただくために」



この保険は茨城県学校生活協同組合を保険契約者とし、組合員を加入者（被保険者）とする公務員賠償責任保険の団体契約です。

ご加入要領

保険期間（ご契約期間）

2024年4月1日午後4時～2025年4月1日午後4時

被保険者（補償の対象となる方）

茨城県学校生活協同組合に所属する職員（公務員）の方々※

※以下の方々はこの保険の補償の対象となりませんのでご注意ください。

- 特別職の方々（ただし、教育長、定年再雇用嘱託、臨時任用の職員の方は加入できます。）

申込締切日

2024年3月8日（金）（必着）

手続き方法

加入申込票に必要事項をご記入のうえ、締切日までに茨城県学校生活協同組合事務所までご提出ください。
前年同一補償内容で継続加入する方は自動継続扱いとなりますので、加入申込票の提出は不要です。

保険料払込方法

保険料は、2024年6月給与控除になります。

茨城県学校生活協同組合

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損保の 公務員賠償責任保険の5つの特長（安心）



ポイント 1 住民訴訟、住民監査請求、民事訴訟、民事調停に対応 安心！

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も保険金のお支払対象となります。

ポイント 2 地方自治法第243条の2の2第3項にも対応 安心！

保管使用している公金や公共物を、職員の故意または重大な過失により、破損、汚損してしまった際に、その職員自ら賠償しなければならないという法律です。行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令を対象とします。

ポイント 3 過去の公務に対する訴訟も補償 安心！

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。（ただし、加入日時点でご自身が認識していた事案を除きます）（公務員賠償責任保険追加特約）

ポイント 4 退職後も5年間は 安心！

退職等により継続契約(翌年度の契約)に加入していない状態であっても、解約・解除等によらず保険契約が終了した場合で、保険期間終了後5年以内に、被保険者に対して保険期間終了前の行為に起因する損害賠償請求等がなされた場合は、この保険契約の保険期間終了日にその損害賠償請求等がなされたものとみなして補償します。（損害賠償請求期間延長特約）

ポイント 5 派遣（出向）先での業務も補償 安心！

法令に基づき派遣（出向）された場合、派遣先での業務も補償します。



住民訴訟例

校長懇親会開催のため支出した経費の返還を求める住民訴訟が提起された。

敷地の一部を民間企業に貸与したところ、住民の意思確認を怠ったと貸与差し止めの住民訴訟が提起された。

民事訴訟例

部活の練習中、生徒が体調不良を訴えた。その後熱射病で死亡。自治体に加え、部活顧問の教師及び校長にも損害賠償請求がなされた。

個人情報を誤って開示した為プライバシーを侵害されたとして訴訟が提起された。



この保険で支払われる保険金

1 法律上の損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

2 法律上の返還金

被保険者に不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額

3 爭訟費用

被保険者に対する損害賠償請求等に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの

4 訴訟対応費用

被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合に、被保険者が応訴のために要した費用のうち、必要かつ有益な費用で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した費用

5 初期対応費用

被保険者が行う公務員としての職務に密接に関連した行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に民事訴訟等による損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が緊急的対応のために要した、損害の発生もしくは拡大の防止または被保険者が公務員としての職務につき行った行為に起因する偶然な事故による損害賠償に関する争訟の解決について、必要かつ有益な費用で、引受保険会社の同意を得て支出した費用

上記 1 から 3 について、1事故につき支払われる保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、契約に適用される支払限度額が限度となります。また、日本国外において発生した国外一時業務に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一連の損害賠償請求等および保険期間中について1,000万円を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \left[\text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right] \times \text{保険証券記載の縮小支払割合}$$

その他、上記 4 および 5 については、それぞれ1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

ご加入プラン（支払限度額と年間保険料）

下記のプランからご加入の内容をお選びください。

記載の保険料は、団体割引15%（被保険者（補償の対象となる方）数が1,000名以上3,000名未満の場合の割引率）が適用されています。このため、契約開始の際、被保険者数が1,000名未満または3,000名以上となった場合は、保険料が変更となります。

民事訴訟＋住民訴訟		タイプ	プラン1	プラン2	プラン3	プランS
支 払 限 度 額 （ 1 請 求 ・ 保 険 期 間 中 ）	民事訴訟 (職務関連行為に起因して 提訴される民事訴訟補償 特約)	損害賠償金 (免責金額なし)	1億円	1億円	3,000万円	3億円
		争訟費用 (免責金額なし)	1,000万円	1,000万円	300万円	3,000万円
	住民訴訟	損害賠償金 (免責金額なし)	1億円	100万円	100万円	3億円
		争訟費用 (免責金額なし)	1,000万円	10万円	10万円	3,000万円
保険料(1年間)			7,010円	5,250円	3,640円	8,800円

訴訟対応費用・初期対応費用 支払限度額500万円(1事故・保険期間中)

すべてのプランに訴訟対応費用・初期対応費用の補償がセットされています。

※被保険者が慣習として支払った見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用については、被害者1名あたり3万円が限度です。

この保険の特長

退職後も5年間は補償！

退職等により継続契約（翌年度の契約）に加入していない状態であっても、解約・解除等によらず保険契約が終了した場合で、保険期間終了後5年以内に、被保険者に対して保険期間終了前の行為に起因する損害賠償請求等がなされた場合は、この保険契約の保険期間終了日にその損害賠償請求等がなされたものとみなして補償します。

【損害賠償請求期間延長特約】

保険加入前の公務に対する訴訟 も補償！

初年度契約の保険期間の開始日より前に公務員として行われた行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。（ただし、保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を知っていた場合を除きます。）

【公務員賠償責任保険追加特約(自動セット)】

国外での一時的な業務も補償！

日本国外に出張して行った業務に起因して、損害賠償請求等がなされた場合も補償対象となります。

（ただし、一連の損害賠償請求等および保険期間中について1,000万円が限度です。）

【公務員賠償責任保険追加特約(自動セット)】

O & A

Q1 外郭団体等（他の地方公共団体や公益法人等）に派遣された職員は加入できますか？

A 被保険者が地方公務員の身分を有したまま派遣される場合は、加入できます。

Q2 茨城大学付属の各学校の教職員は加入できますか？

A 茨城大学付属の各学校の教職員は公務員ではないので、加入できません。

Q3 民事訴訟にならないまでも、損害賠償請求を受け、示談金を支払うことで解決する事案において、示談金は保険金支払いの対象となりますか？

A 引受保険会社が事前に認めたものは、対象となります。

Q4 国家賠償法に基づき、職員が地方公共団体等から求償された場合、補償の対象となりますか？

A 被保険者の犯罪行為等、この保険の「保険金を支払わない場合」に該当しないかぎり、対象となります。

ご注意

- この保険は、「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」「損害賠償請求期間延長特約」および各々の「特約」で構成されています。
- 公務員賠償責任保険普通保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者（茨城県学校生活協同組合）に交付されます。
- このパンフレットは「公務員賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。
- 特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約やこの契約の引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

万一、事故が発生した場合の手続き

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- 公務員賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

お問合わせは

引受保険会社：**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**
茨城支店 水戸第二支社

住所：〒310-0803
茨城県水戸市城南3-11-14
あいおいニッセイ同和損害保険水戸ビル2階
TEL：050-3461-8220

取扱代理店：**茨城県学校生活協同組合**

住所：〒310-0852
茨城県水戸市笠原町978-46
茨城教育会館1階
TEL：029-301-1071